

被災され、り災調査結果が「半壊」以上の皆様へ

～令和4年3月福島県沖地震災害にかかる福島市災害見舞金制度のご案内～

令和4年3月16日に発生した福島県沖を震源とする地震により被災された皆様に、心からお見舞い申し上げます。

さて、本市ではこの度の災害により、令和4年3月16日時点で居住していた住家が「半壊」以上の判定を受けた世帯への見舞金制度を実施しており、り災証明書の判定結果から制度に該当すると思われる世帯主の方へお手続きいただく書類をお送りしております。

つきましては、市HPからの「かんたん申請」または「福島市災害見舞金口座振込依頼書」の必要事項を記入のうえ、同封の返信用封筒にてご返送願います。

なお、ご不明な点等ございましたら、下記までお問い合わせいただくようお願いいたします。

記

1 提出いただく書類

福島市災害見舞金口座振込依頼書

※かんたん申請の場合は、本依頼書を再度紙ベースで提出いただく必要はございません。

※令和4年3月16日現在、り災場所に住民登録がなかった方については、

居住実態の確認が必要となり、公共料金（電気・ガス・水道等）の領収書等で、居住していたと判断いたしますので、令和4年3月16日の日付を含む公共料金の領収証等の写しをご提出いただくようお願いいたします。

2 提出先（郵送の場合）

〒960-8601 福島市五老内町3番1号

福島市役所 地域福祉課 地域福祉係（令和4年4月1日から課名は共生社会推進課）

3 見舞金額

り災区分	見舞金額
全壊	100,000円
大規模半壊・中規模半壊・半壊	50,000円

このお知らせは、り災証明書の調査結果に基づき、全壊・大規模半壊・中規模半壊・半壊の判定を受けた世帯の世帯主へお送りしております。

令和4年3月16日時点で被災した家屋に居住していなかった方は対象となりません。

（お問い合わせ先）

福島市 健康福祉部 地域福祉課 地域福祉係（令和4年4月1日から共生社会推進課）

TEL：024-525-3760 FAX：024-535-7970

Mail：tiiki@mail.city.fukushima.fukushima.jp